

# 第1章 分野別取組方針

## 第3節 環境経営を進める

### 1 環境経営の促進

#### 1-1 環境保全施設整備に対する支援

##### (1) 三重県環境・防災対策等促進資金融資制度

県内中小企業の公害防止、環境保全等の環境問題に対する取組に対し、必要となる資金の融資制度を設けています(表1-3-1)。

表1-3-1 三重県環境・防災対策等促進資金  
(平成29年3月末現在)

| 項目    | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 融資限度額 | 1企業・組合 5,000万円<br>※土地汚染調査の場合 200万円<br>※ISO認証取得の場合 1,000万円                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 融資利率  | 固定・年率1.60% (保証を付さない場合1.65%)<br>※①新エネルギー施設の設置、②省エネルギー施設の設置、③吹付けアスペスト等の飛散の未然防止措置、④自動車 NOx・PM法排出基準適合車・ポスト新長期規制車への買い替え、⑤廃棄物処理法上の優良認定事業者から行うリサイクル関連施設の整備等の場合<br>固定・年率1.40% (保証を付さない場合1.45%)                                                                                                                    |
| 保証料   | 年率 0.45%～1.50%                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 融資期間  | 設備資金 7年以内 (据置期間 1年以内を含む)<br>運転資金 5年以内                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 返済方法  | 元金均等月賦返済                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 融資対象  | (1) 新エネルギー施設の設置<br>(2) 省エネルギー施設の設置<br>(3) 公害防止及び環境保全に資する施設の設置<br>(4) 工場又は事業場の公害防止のためにする移転<br>(5) 土壌汚染の除去等<br>(6) 吹付けアスペスト等の飛散の未然防止措置<br>(7) 環境対策車の導入<br>①低公害車の購入<br>②使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造<br>③NOx・PM低減装置の装着<br>④NOx・PM法排出基準適合車への買い替え<br>⑤ポスト新長期規制車への買い替え<br>(8) リサイクル関連施設の整備等<br>(9) ISO14000シリーズの認証取得 |

#### 1-2 事業者の環境経営の促進

##### (1) 小規模事業所向け環境マネジメントシステム(EMS)の導入

県内事業者の環境経営の取組を促進するため、取り組みやすく費用負担の少ない環境マネジメントシステムである「三重県版小規模事業所向け環

境マネジメントシステム：ミームス(M-EMS)」の普及拡大を図っています。平成29(2017)年3月末現在で、216の事業所がM-EMSの活動を継続しています。

##### (2) 企業環境ネットワーク

環境問題に关心のある企業が業種の枠を越えてネットワークを形成し、企業間や行政との協働・連携により、環境経営取組の向上を図るため、平成12(2000)年11月に「企業環境ネットワーク・みえ」を設立しました。(平成29(2017)年3月末現在：参加企業数337社)

メールマガジン等の発行による情報共有を行っています。

##### (3) PRTR制度の推進

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止することを目的とするPRTR制度を定めた「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」が、平成11(1999)年7月に公布されました。

平成28(2016)年度は、県内の法に基づく届出数は773件あり、大気への排出物質では、トルエン、キシレン等の溶剤類が主なものとなっています。

##### (4) 鈴鹿山麓リサーチパークの整備

鈴鹿山麓リサーチパークは、鈴鹿山麓研究学園都市の中心地区として、環境保全技術、バイオテクノロジー、新素材等に関する研究開発技能の集積を図るため、展示施設、研修施設、会議施設等が整備されています。

現在、

- ・公益財団法人国際環境技術移転センター（ICETT）
- ・三重県鈴鹿山麓研究学園都市センター
- ・テクノフロンティア四日市
- ・三重県保健環境研究所
- ・三重県環境学習情報センター

が立地しています。

### 第1章 分野別取組方針

#### (5) 環境に優しい生産技術の確立

県内の各養殖場においては、持続的養殖生産確保法に基づき、持続的な養殖業が営めるよう、良好な漁場環境を把握・維持するための漁場改善計画が策定されています。平成28(2016)年度は、設定した養殖数量が守られているかどうかを確認し、養殖漁場環境の保全に努めました。

#### (6) 農業生産工程管理(GAP)の普及啓発、導入支援

農業生産段階での安全管理、衛生管理を徹底することを目的に、三重県型GAP手法の推進拡大を図るため、GAP導入指導者の育成としてJGAP研修会への普及指導員や産地リーダーとなる生産者の参加支援を行うとともに、生産者向けのGAP研修会を開催しました。

### 1－3 県における環境経営の推進

本県では、県民や企業の皆様から信頼できるパートナーとして認めいただけるよう、県自らが環境負荷の低減に率先して取り組んでいます。

#### (1) ISO14001で培ったノウハウを生かした県庁マネジメントの推進

平成12(2000)年2月に本庁およびその周辺機関においてISO14001を認証取得し、その後順次対象範囲を拡大しながらISO14001に基づく環境マネジメントを推進してきました。

こうした中で、廃棄物の発生抑制およびリサイクルの促進、温室効果ガス排出量に係る電気、燃料等の使用量削減などに大きな成果を上げるとともに、職員の環境意識の定着、成熟も図られました。

このように、組織内での環境活動の定着が図られたことから、平成26(2014)年4月から長年のISO14001の取組で培ったノウハウを生かしながら本県の行政運営の仕組みである「みえ成果向上サイクル(スマートサイクル)」にマネジメントシステムを一本化することにより、今までの成果を維持しながら、本県の仕組みに合致した、より効率的な運用を行っています。

#### (2) 環境調整システムの推進

本県では、自ら実施する開発事業について、その計画を立案する段階から、環境保全に対する配慮を審議・調整する環境調整システムを運用し、県開発事業における環境配慮の徹底を図っています。平成28(2016)年度には2件の開発事業について審議・調整を行いました。なお、対象とする開発事業の種類は次のとおりです。

- ① 道路の整備
- ② 河川・ダム等の整備
- ③ 海岸の整備
- ④ 公有水面の整備
- ⑤ 港湾の整備
- ⑥ 森林の整備
- ⑦ 公園の整備
- ⑧ 下水道の整備
- ⑨ 水道の整備
- ⑩ 農業農村の整備
- ⑪ 発電所の整備
- ⑫ 建物の建設
- ⑬ 用地の整備
- ⑭ その他

### 1－4 組織的な取組を進める三重県庁のグリーン購入

平成13(2001)年10月に「みえ・グリーン購入基本方針」を策定し、日常的に購入する全ての消耗品(単価契約物品)を環境配慮型商品にしました。平成14(2002)年度からは、物品だけでなく、役務や公共工事部門についても数値目標を定めてグリーン購入に取り組んでいます。その後、三重県リサイクル製品利用推進条例や県産材利用推進のための「三重の木」制度による認定製品について、本県独自のグリーン購入の取組とし、これらの優先購入に努めています。

また、平成17(2005)年4月に基本方針の一部改正を行い、事業者の選定にあたっては、ISO14001をはじめ、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(ミームス(M-EMS))等の導入により適切な環境マネジメントを行っていることなども考慮し、事業者に対して環境保全活動への積極的な取組を働きかけています。

## 第1章 分野別取組方針

### 2 環境・エネルギー関連分野への取組促進

#### 2-1 環境・エネルギー関連産業の振興

成長分野である環境・エネルギー関連産業への進出を図り、併せて低炭素社会の構築につなげるため、企業の研究開発や新事業展開等を促進します。

平成28(2016)年度は、エネルギー関連技術(創エネ・蓄エネ・省エネ)に関する製品開発をめざし、新たに6件の企業との共同研究に取り組みました。

また、「エネルギー関連技術研究会」の4つの分科会(燃料電池、太陽電池、二次電池、省エネ／システム)を開催し、企業とのネットワークを構築しました。

さらに、「みえ水素エネルギー社会研究会」において、「みえリーディング産業展2016」での公開セミナーを実施するとともに、「伊勢志摩サミット」などの機会を活用し、燃料電池自動車や移動式水素ステーションの紹介を行いました。

#### 2-2 環境保全整備に対する支援

三重県環境・防災対策等促進資金等の融資制度を活用して、低炭素社会づくりに貢献する企業の活動を支援しています。